

ている。

問 喫煙・休憩の回数について

答 職員の休憩時間については、条例において「少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない」と定めており、本庁舎、支所、公民館等に勤務する職員の場合、12時から13時までの1時間を休憩時間としている。

また、職員の喫煙については、10時から10時30分、12時から13時、15時から15時30分の間、喫煙マナーと健康に留意し、節度をもって喫煙するように指導しているところである。

【地域情報通信サービスについて】

問 宅内防災行政放送は、文書で申し込みがないと取り付け整備が有償との説明がはじめにあれば良かったが、急に変更になった理由について

答 8月17日に各戸配布した文書は、「申し込みがないと宅内防災放送の整備ができない」旨をお知らせしたものである。

今回の情報通信基盤整備事業のうち、宅内防災行政放送整備に係る事業は、個人の住宅に町が告知端末機器を整備するものである。町が勝手に整備をすることはできないことから、住宅所有者からの申し込みを前提として整備を図る方針であり、この方針は当初

から一貫しており変更になったものではない。

したがって、申込書の提出がないと、取り付け整備が行えないこととなるのでご理解いただきたい。有償となるのは、申込期限を過ぎて申し込みをされた場合には、申込者から一部ご負担をいただき、町が整備することとしたものである。これは、今年度進めている事業で整備をしなければ、国の補助金・交付金を受けることができないからである。よって、この事業に乗せることができない分については、町単独で整備をしなければならぬことになるので、個人負担が発生することとなる。

また、宅内防災行政放送については、「町が無料で整備を行います」と広報周知したが、町民の中には、「町が無料で整備をするのだから、申し込みをしなくても、宅内防災放送の告知端末を設置してくれるだろう」と思っておられる方も多いのではないかと考慮し、申込期限も残りわずかとなった段階ではあったが、再度周知徹底を図るため、取り急ぎ、各戸配布という方法でお知らせしたものである。

なお、新規転入世帯や組入りしていない世帯への周知が行き届いていないのではないかと考えており、文書により申込の意思の最終確認を現在行っているところである。

問 屋外放送は緊急放送時のみのみ予定であるが、不便は与えないか

答 現在、朝方と夕方の6時45分に行っている定時放送については、当事業が町内全域で完了したら、屋外放送施設での放送は行わず、各家庭に設置される告知端末を通じてのみ放送を行う予定としている。この機器は、録音再生機能を備えており、自分の都合の良い時間に、後から放送内容を聞くことが可能なので、住民の方々が行政からの情報を知る上で、特段の不便はないものと考えている。

また、現在、1日に3回鳴らしている正午などの時刻を知らせるチャイムについては、今までと同様に屋外の放送施設においても鳴らす予定にしている。

問 設置工事、通信開始は順調にできるか

答 平成23年1月31日を工期として、現在、光ファイバケーブルの幹線工事および各家庭への引込工事、宅内工事を実施しており、工期内に完了するよう努めたいと考えている。なお、センター工事については、建築工事が部分完了しており、電気工事、電気通信工事についても、10月末に部分完了となる予定である。

また、各家庭での自己負担による工事のうち、地上デジタルテレビ放送に関わる工事については、平成23年7月のアナログ放送終了

までに完了していただくよう、周知広報に努めたいと考えている。

【城西国際大学について】

問 城西国際大学の誘致について

答 具体的には、城西国際大学環境学部または観光学部の誘致もしくはウエルネスツーリズム学科薬草園のフィールド教育部門に活用して欲しい旨、提案しているところである。

5月と8月には城西国際大学の客員教授である元プロ野球選手の石毛宏典氏による野球教室の開催、また同大学軟式野球部のキャンプ、引き続き同大学環境社会学部の国内研修と、いずれも大学側の主催による「ご縁づくりの事業」を展開していただいているところである。

また、来る10月30日と翌31日には、大学祭において鬼北町ブースを設定していただき、特産品等の販売と併せて町のPRと認知度アップにつなげていきたいと考えている。

これまでに実施した交流事業では、職員はもとより多くの町民のご支援とご協力を仰ぎ、誠意を持ってお世話させていただいたことにより、大学側も絶大な信頼を寄せ続けていただいております。来年度以降も継続して交流事業を実施したい旨、意思表示をしていただいたところである。